海運モーダルシフト大賞制度の方向性 (案)

I. 現状の制度

1. エコシップマーク認定

フェリー事業者やRORO船、コンテナ船事業者が参加する「エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会」において、海上貨物輸送を一定水準以上利用してCO2削減に取り組んだ荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、「エコシップマーク」の使用を認め、海上輸送モーダルシフトを促進。認定基準は以下のとおり。

原則100km以上の航路において、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ・海上貨物輸送量(トンキロ)20%以上を利用した者
- ・前年度に比べ、海上貨物輸送量(トンキロ)のシェアが10%以上改善した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を10%以上削減した者
- 2. エコシップ・モーダルシフト優良事業者表彰(国土交通省海事局長表彰)

エコシップマーク認定事業者の中から、海上輸送へのモーダルシフトに特 に貢献したと認められる荷主・物流事業者に国土交通省海事局長表彰を実施。 表彰基準は以下のとおり。

認定事業者のうち、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ・海上貨物輸送量(トンキロ)30%以上を利用した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を15%以上削減した者

Ⅱ. 新たな表彰制度創設の背景・目的

- ① 海運へのモーダルシフトについては、荷主企業等への認知度・理解が十分であるとは言い難く、これら関係者へのモーダルシフトの意義やメリットのPRの強化による意識改革が重要。
- ② このため、海運モーダルシフトに特に貢献する取組や、先進的な取組等を行った荷主企業・物流事業者等への新たな表彰制度を創設し、モーダルシフトに係る優良事例を全国に共有・展開を図る。

Ⅲ、新たな表彰制度「海運モーダルシフト大賞」(国土交通省海事局長表彰)

1. 表彰対象

従来の優良事業者表彰は定量的な基準を満たした事業者を全て表彰している中(毎年約20~30社、多い年で約50社)、従来の優良事業者表彰が浸透していることを踏まえ、従来の優良事業者表彰を維持した上で、特に貢献した事業者を1社ないし数社選定し、「海運モーダルシフト大賞」として表彰する。

2. 選定基準

新たな表彰制度の表彰基準は、従来の優良事業者表彰基準に加え、定性的な基準を加える(例えば、以下のような「革新性」、「継続性」)。

①革新性

- ・競合会社同士の混載輸送(異メーカーの品目を1本のトレーラーに混載)
- ・船舶による新たな貨物品目輸送(トラック主体の品目を船舶により輸送)
- ・新たな荷主・物流事業者の組み合わせ

②継続性

・継続的に取り組みを行っている事業者を選定 (過去10回の優良事業者表彰受賞者を排除しない)

3. 実施体制

新たな表彰制度の運営は、エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会*1が行い、表彰の選定は、選定委員会*2が行う。

- ※1 船会社23社、長距離フェリー協会、内航総連、内航課で構成
- ※2 外部有識者、長距離フェリー協会、内航総連、内航課で構成

4. 制度設計までのスケジュール (イメージ)

2019 年 3 月 27 日 表彰制度の枠組みの決定(海運モーダル推進協議会) 4 月中 選定規程等の詳細の決定

(エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会)

5. 表彰制度のスケジュール (イメージ)

5月頃~8月 推薦募集

9月~10月 審査

11月 選定

12月~1月 表彰